



島根労働局発表
平成26年7月28日

担	労働基準部健康安全課
	課長 沖田秀之 主任地方産業安全専門官 白名 弘
当	TEL 0852-31-1157

建設業における労働災害防止対策を緊急要請します

～事業者、労働災害防止団体に安全パトロールの実施などを要請～

平成26年の県内の建設業における労働災害により、5月と6月だけで立て続けに3人が、6月末現在で計4人が亡くなっています。

建設業については、今年の半年だけで昨年1年間の死亡災害4人に並ぶという「昨年比2倍の発生率」の状態であり、原因も安全の基本ルールが徹底されていないなど非常に残念なものとなっています。

さらに、今年は昨年以上に暑くなるという予報から熱中症の心配があること、県西部津和野地区では豪雨災害復旧工事が本格化することなど、今後も労働災害の増加が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、島根労働局(局長 古田宏昌)は、労働災害を根絶するため、建設業界に対して、県下全域における安全パトロールなどの緊急労働災害防止対策の実施を要請します。

○ 平成26年6月末現在の労働災害発生状況

- 1 県内全業種の労働災害による休業4日以上死傷者数は306人であり、昨年同期比で18人の増加となっている。

建設業では、昨年同期比では5人の減少となったものの、一昨年同期比では7人の増加となっており、減少傾向というより停滞傾向にある。 【別添1】

- 2 死亡災害4人は全て建設業であり、その発生原因は墜落防止措置を怠ったこと等であり、安全の基本ルールの徹底により、未然に防ぐことができたものと考えられる。

【別添2】

○ 労働災害防止対策について緊急要請

建設業で死亡災害が多発している状況を踏まえ、島根労働局長から建設業労働災害防

止協会島根県支部長及び一般社団法人島根県建設業協会会長に対し、次のとおり緊急要請を行います。

日時 平成 26 年 8 月 6 日（水）14 時～

場所 島根労働局局長室（松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階）

要請内容 別紙のとおり

※ 緊急要請文書の交付は公開で行います。

その後の団体の長に対する説明等は非公開とします。

要請事項

1 団体の長に対する要請事項

- (1) 支部長及び会長による緊急労働災害防止対策に関するメッセージの表明
- (2) 県下全域における安全パトロールの実施及び実施結果を踏まえた労働災害防止対策の検討
- (3) 死亡災害多発地域における緊急労働災害防止会議の開催

2 団体の会員（各建設事業者）に対する要請事項

- (1) 経営トップによる現場巡視、安全パトロール等の実施
- (2) 重機作業における災害防止対策及び墜落・転落災害防止対策等基本的な安全措置の徹底
- (3) 各工程の作業に対する安全衛生教育の徹底

労働災害発生状況(1月～6月)

業種	平成24年1月～6月		平成25年1月～6月		平成26年1月～6月	
	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数
製造業	1	67	2	65		72
鉱業		1				
建設業	1	43	2	55	4	50
土木	1	16	2	20	1	18
木造建築		11		9	1	11
その他の建築		8		20		12
その他		8		6	2	9
運輸交通業	1	27	1	22		34
道路貨物運送		21	1	17		26
その他の運輸	1	6		5		5
林業	1	28		24		28
伐木・搬出		9		15		11
造林・その他の林業	1	19		9		17
第三次産業 ^{※2}		144	1	111		116
小売業		41		37		25
社会福祉施設		31		21		27
飲食店		9		4		3
その他の第三次産業		63	1	49		61
その他 ^{※3}		10	1	11		6
合計	4	320	7	288	4	306

※1 休業4日以上労働災害。死亡者数は、死傷者数の内数。

※2 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

※3 その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

平成26年死亡災害発生一覧

島根労働局

平成26年6月30日現在

No.	発生月	業種	事故の型	発生状況
1	1月	建設業 (土木)	転落	被災者を含む現場作業員計4人は、山の中腹地点の法面の施工箇所アンカーの引き抜き試験の作業を行っていたが、使用する機械の装備が不足していることに気付いたため、作業を中断して下山した。被災者より先に下山した下請事業場の作業員が、時間がたっても被災者が下山してこないことを不審に思い、被災者の捜索を開始したところ、 <u>予め定めていた通路ではない法面上の立木に被災者が引っかかっているところを発見したもの。</u>
2	5月	建設業 (建築)	墜落	2階建て木造家屋改築工事において、1階屋根部分の瓦を葺く作業のため屋根上を歩行中、 <u>屋根から3.61m下の地面に墜落したもの。</u>
3	5月	建設業 (設備工事)	感電	変電所の変電設備の点検を行うため、点検範囲ごとに作業班割をし、停電措置が終了したことを確認後、66キロボルトヤードの作業を、被災者を含む作業員3人で始めた。被災者が先頭を切り、母線が設置されている構造物を上り、立入禁止区域を示す「危険」表示を2か所設置し、点検作業の一つである母線の取付け部分の <u>碍子をウエスで拭こうとしたところ感電したもの。</u>
4	6月	建設業 (建築)	墜落	被災者は、新築躯体3階において、エレベーターピット内部に設置した足場からエレベーターピット部の木製コンクリート型枠の解体作業を行っていた。被災者がエレベーターピットのコンクリート型枠の解体作業を始めてから約10分後、同僚が被災者の様子を見に行ったところ、 <u>躯体3階の足場付近の床面に意識不明の状態</u> で倒れている被災者を見つけたもの。